2023年3月13日発行

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

宮城労働局メールマガジン

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

目　次

１.「雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）」に関する経過措置終了のお知らせ

１.「雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）」に関する経過措置終了のお知らせ

(1)新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、これまで実施してきた特例措置（支給要件緩和･助成率引き上げ等）に関し、令和５年３月31日をもって終了し、４月１日以降は従来の支給要件等によりご利用いただくこととなります。

(2)これまで特例措置による支給を受けた事業主が、４月１日以降も当該助成金を利用する場合、一定期間を経過する必要があります。

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001064482.pdf

【お問合せ先】
職業対策課　助成金センター(022-299-8063)